

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 行 政 局
書 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次ページ

規 則

○宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則……………（都市計画課） 1

規 則

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第24号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和39年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第2条の2を削る。

第3条中「及び」を「（法第24条第2項において準用する場合を含む。）及び」に、「旧法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる工事等の規制又は同条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる工事の規制に係る同法による改正前の宅地造成等規制法（以下「旧法」という。）」に改め、同条を第2条とする。

第3条の2中「旧省令」を「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年農林水産省・国土交通省令第3号）第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則（以下「旧省令」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第4条第1項中「旧法」を「法第12条第1項本文の許可（法第15条第2項の規定により法第12条第1項本文の許可を受けたものとみなされる場合における当該許可を含む。次項において同じ。）若しくは法第30条第1項本文の許可（法第34条第2項の規定により法第30条第1項本文の許可を受けたものとみなされる場合における当該許可を含む。次項において同じ。）を受けた工事主又は旧法」に、「ときは」を「ときは、第13条各号に掲げる書類を添えて」に、「総合振興局長等」を「知事」に改め、同条第2項中「旧法」を「法第12条第1項本文の許可若しくは法第30条第1項本文の許可を受けた工事主又は旧法」に、「総合振興

局長等」を「知事」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第15条第2項の規定により法第12条第1項本文の許可を受けたものとみなされた宅地造成等に関する工事又は法第34条第2項の規定により法第30条第1項本文の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事の着手に係る都市計画法施行細則（昭和45年北海道規則第82号）第11条の規定による工事着手届の提出は、第13条各号に掲げる書類を添えて提出された場合に限り、当該工事の着手に係る第1項の規定による工事着手届の提出とみなす。

第5条及び第6条中「総合振興局長等」を「知事」に改める。

第7条中「旧法」を「法第13条第2項若しくは法第31条第2項又は旧法」に、「旧省令」を「省令第7条若しくは省令第63条又は旧省令」に、「ほか、」を「ほか、政令第22条各号若しくは政令第31条第2項又は」に改める。

第13条中「旧法」を「法、政令、省令、旧法」に改め、同条を第16条とする。

第12条中「宅地造成」を「宅地造成等」に、「旧法」を「法第12条第1項本文若しくは第30条第1項本文又は旧法」に、「造成主」を「工事主又は造成主」に改め、同条を第15条とする。

第11条の見出し中「宅地造成等規制法適合証」を「適合証」に改め、同条中「旧省令」を「省令第88条又は旧省令」に改め、同条を第14条とする。

第10条を削る。

第9条の2中「総合振興局長等」を「知事」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（工事の届出の添付書類）

第13条 省令第58条第1項第2号及び第2項第2号の書類は、次に掲げる書類とする。

- 法第49条の規定により工事主が掲げる標識の設置状況を明らかにする写真
- 工事の工程を示す書類

第9条の見出し中「又は都道府県」を「等」に改め、同条第1項中「旧法第11条」を「法第15条第1項又は法第34条第1項」に、「が総合振興局長等」を「、指定都市若しくは中核市が知事」に、「旧省令第4条」を「省令第7条又は省令第63条」に、「添えて総合振興局長等」を「添えて知事」に改め、同条第2項中「総合振興局長等」を「知事」に改め、同条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

（定期の報告）

第11条 法第19条第1項及び法第38条第1項の規定による報告は、別記第10号様式によらなければならない。

第8条第2項ただし書中「総合振興局長等」を「知事」に改め、同条を第9条とする。

第7条の2中「総合振興局長等は」を「知事は」に、「崖面」を「崖^{がけ}面」に、「旧令」を「政令第8条（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）若しくは旧令」に、「設

置」を「設置又は政令第14条（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定による崖面崩壊防止施設の設置」に改め、同条第5号中「総合振興局長等」を「知事」に改め、同条を第8条とする。

別記第1号様式中「第3条」を「第2条」に改め、同様式その3（表面）中「総合振興局長（振興局長）」を「北海道知事」に改め、同様式その3を同様式その4とし、同様式その2の次に次の1様式を加える。

その3（法第24条第2項において準用する法第7条第1項の規定によるもの）
（表面）

第	号
身 分 証 明 書	
住所	
氏名	
年 月 日	
宅地造成及び特定盛土等規制法第24条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明します。	
年 月 日	
北海道知事	
印	

縦 9センチメートル
横 6センチメートル

（裏面）

宅地造成及び特定盛土等規制法抜粋
（証明書等の携帯）

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（立入検査）

第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、

当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別記第2号様式中「宅地造成工事」を「工事」に、「総合振興局長（振興局長）」を「北海道知事」に、「造成主」を「工事主（造成主）」に、「宅地の住所及び地番」を「土地の所在地及び地番」に改める。

別記第3号様式中「総合振興局長（振興局長）」を「北海道知事」に、「崖面」を「崖面」に改める。

別記第3号様式の2中「総合振興局長（振興局長）」を「北海道知事」に改める。

別記第6号様式中「第9条」を「第10条」に改め、同様式〔正〕中「宅地造成に」を「宅地造成等に」に、「宅地造成等規制法第11条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項に」に、「造成主住所氏名」を「工事主住所氏名」に、「宅地の所在」を「土地の所在地」に、「宅地の面積」を「土地の面積」に、「切土又は盛土をする」を「盛土又は切土をする」に、「切土又は盛土の土量」を「盛土又は切土の土量」に、

「

切	土
盛	土

」を「

盛	土
切	土

」に、「崖面」を「崖面」に改め、同様式〔副〕中「宅

地造成」を「宅地造成等」に、「住宅造成」を「宅地造成等」に、「総合振興局長（振興局長）」を「北海道知事」に、「造成主住所氏名」を「工事主住所氏名」に、「宅地の所在」を「土地の所在地」に、「宅地の面積」を「土地の面積」に、「切土又は盛土をする」を「盛土又は切土をする」に、「切土又は盛土の土量」を「盛土又は切土の土量」に、

「

切	土
盛	土

」を「

盛	土
切	土

」に、「崖面」を「崖面」に改める。

別記第7号様式中「宅地造成工事着手届」を「工事着手届」に、「造成主」を「工事主（造成主）」に改める。

別記第9号様式中「第11条」を「第14条」に、「宅地造成等規制法適合証」を「適合証」に、「宅地造成等規制法施行規則第30条」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条又は旧宅地造成等規制法施行規則第30条」に、「宅地造成等規制法の」を「宅地造成及び特定盛土等規制法又は旧宅地造成等規制法の」に、「総合振振興局長（振興局長）」を「北

北海道知事」に、

「宅地造成に関する
工事の許可年月日号
及び番号」

を

「工事の許可年月日号
及び番号」

に、

「建築等に伴う新たな宅
地造成工事」

を

「建築等に伴う新たな工
事」

に改める。

別記第9号様式の次に次の1様式を加える。
別記第10号様式（第11条関係）

定期報告書

年 月 日

北海道知事 様

工事主 住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項又は第38条第1項の規定に基づき、
工事の実施状況等について、次のとおり報告します。

共 通	1 工事が施工される土地の所在地	
	2 工事の許可年月日及び許可番号	
	3 前回報告年月日（2回目以降のみ記入）	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	4 報告の時点における盛土又は切土の高さ	
	5 報告の時点における盛土又は切土の面積	
	6 報告の時点における盛土又は切土の土量	
	7 報告の時点における擁壁等に関する工事の施工状況	
	8 報告の時点における土石の高さ	

土石の堆積に関する工事	9 報告の時点における土石の堆積の面積	
	10 報告の時点における堆積されている土石の土量	
	11 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	

備考

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について報告を行う場合は1欄から7欄までを、土石の堆積に関する工事について報告を行う場合は1欄から3欄まで及び8欄から11欄までを記入すること。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
(北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

2 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条の表5の項中「別表第1の11の項(19)」を「別表第1の11の項(51)」に改め、同項(3)中「第7条の2」を「第8条」に改め、同項(4)を削り、同項(5)中「第9条第2項」を「第10条第2項」に改め、同項中(5)を(4)とし、同項(6)中「第9条の2」を「第12条」に改め、同項中(6)を(5)とする。

令和7年（2025年）3月31日（月曜日）

北海道公報

号外第6号 3